

# 兵庫県公報

平成23年10月7日 金曜日 第3号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 美しい村づくり資金利子補給規則の一部を改正する規則（農林経済課）	1

## 公布された法令のあらまし

### ●美しい村づくり資金利子補給規則の一部を改正する規則（規則第40号）

平成23年台風第12号又は同年台風第15号により甚大な被害を受けた農業者等の資金需要に対応するため、局地天災により被害を受けた農家の経営の維持又は安定に必要な美しい村づくり資金のうち知事が別に定めるものの償還期限及び据置期間を、それぞれ7年以内及び2年以内とすることとした。

## 規 則

美しい村づくり資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年10月7日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県規則第40号

#### 美しい村づくり資金利子補給規則の一部を改正する規則

美しい村づくり資金利子補給規則（昭和62年兵庫県規則第43号）の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 平成23年台風第12号又は同年台風第15号により被害を受けた農家の経営の維持又は安定に必要な資金のうち知事が別に定めるものに係る別表5の項の規定の適用については、同項中「5年」とあるのは「7年」と、「1年」とあるのは「2年」とする。

#### 附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 改正後の美しい村づくり資金利子補給規則の規定は、この規則の施行の日以後に知事の承諾を得て貸し付ける美しい村づくり資金に係る利子補給について適用し、同日前に知事の承諾を得て貸し付けた美しい村づくり資金に係る利子補給については、なお従前の例による。